

まだら本州太平洋北部系群の 資源管理について

令和8年3月24日(火)
令和8管理年度TAC設定に関する意見交換会
(まだら本州太平洋北部系群)

水産庁

管理の課題に対する取組について

- ・令和7管理年度の取組の試行を継続する。
- ・下記を追加で検討。
 - 「翌管理年度との間でTACを調整」するルール(繰入れ)
 - 「TACの未利用分を翌管理年度に繰り越す」ルール(繰越し)

		管理の課題とこれまでの取組内容	令和8管理年度(ステップ2-2年目)
配分基準案	当初配分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県、茨城県については、東日本大震災前の年の漁獲量データを用いてTAC配分を算定し、震災及び福島第一原子力発電所事故の影響に配慮した配分方法を試行中(参考資料参照)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7管理年度と同様の算出方法を用い、配分シェアと試行目安数量を算出する。
	留保枠の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ ステップ2での各管理区分へのTAC配分の試行においては、留保枠を設けず管理を実施する。 ・ 留保枠設定に当たっては、数量配分を受けた都道府県・大臣管理区分の関係者合意に基づき追加配分できるように措置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7管理年度と同様、留保枠を設けず管理を実施する。 <p>※ステップ2での管理結果を踏まえ、ステップ3以降の留保枠の設定について柔軟に見直しを行う。</p>
混獲への対応 ・ TAC管理の柔軟な運用		<ul style="list-style-type: none"> ・ 避けられない混獲により漁獲量が積み上がり直ちに操業全体を止めざるを得なくなる状況を避けるための措置として、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置等に係る規定について検討を行い、ステップ3の開始までに結論を得る。 	<p><翌管理年度からの繰入れ> ステップ3以降、科学的に妥当な条件の下、目標管理基準値の達成に支障がないことを前提として、「翌管理年度との間でTACを調整」することが可能。許容可能な繰入れ量については、研究機関で試算が必要。</p> <p><翌管理年度への繰越し> 管理年度の終了に伴い確定したTACの未利用分については、当該年度の当初のTACの一定割合を上限に翌管理年度に繰越すことを検討する。なお、許容可能な繰越しの割合については、令和8管理年度中に研究機関で試算。</p>
TAC報告体制		<p>資源管理基本方針の別紙2に記載の漁獲量等の報告に係る期限については、他の資源の管理の取組(基本的にはTACの85%以下に達した場合)を参考とし、大臣管理区分及び知事管理区分それぞれにおいて、以下のとおり漁獲量等の報告の期限を早めることの試行を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 大臣管理区分から農林水産大臣への報告については、陸揚げした日から3日以内 ✓ 都道府県知事から農林水産大臣への報告については、陸揚げした日から5日以内 <p>※他方、本資源は盛漁期に漁獲量が積み上がることを踏まえ、上記の数量に達する前においても、各管理区分は漁業実態に合わせて盛漁期における漁獲量の積み上がりを適時把握し、TAC超過しないよう管理するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7管理年度と同様の取組と試行を行う。

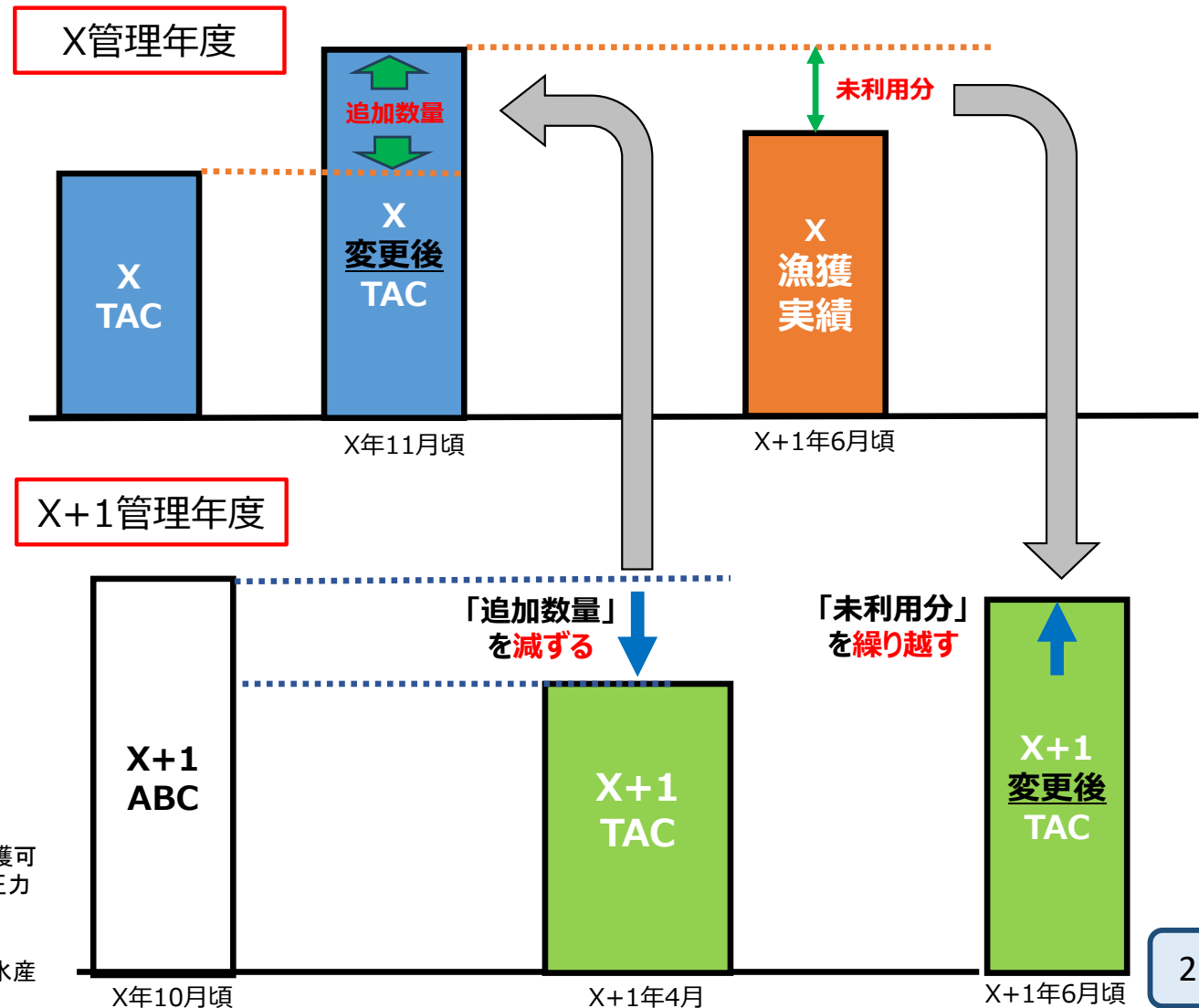
「翌管理年度との間でTACを調整」するルール(案)

突発的な加入や、来遊の大幅な年変動、混獲への対応として、「翌管理年度との間でTACを調整」するルールをステップ3(令和9管理年度)から導入する。

資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度のABCが、当該管理年度のABCよりも増加することが示された場合、本則第1の2(4)②に規定する科学的に妥当な条件※の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間でTACを調整することができる。

- ① 当該特定水産資源の目標管理基準値の達成確率が50%を上回る範囲内で、当該管理年度のTACに一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。
- ② 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、①の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。
- ③ 漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定したTACの未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に（国の留保として）翌管理年度に繰り越すこととする。

【調整のイメージ】

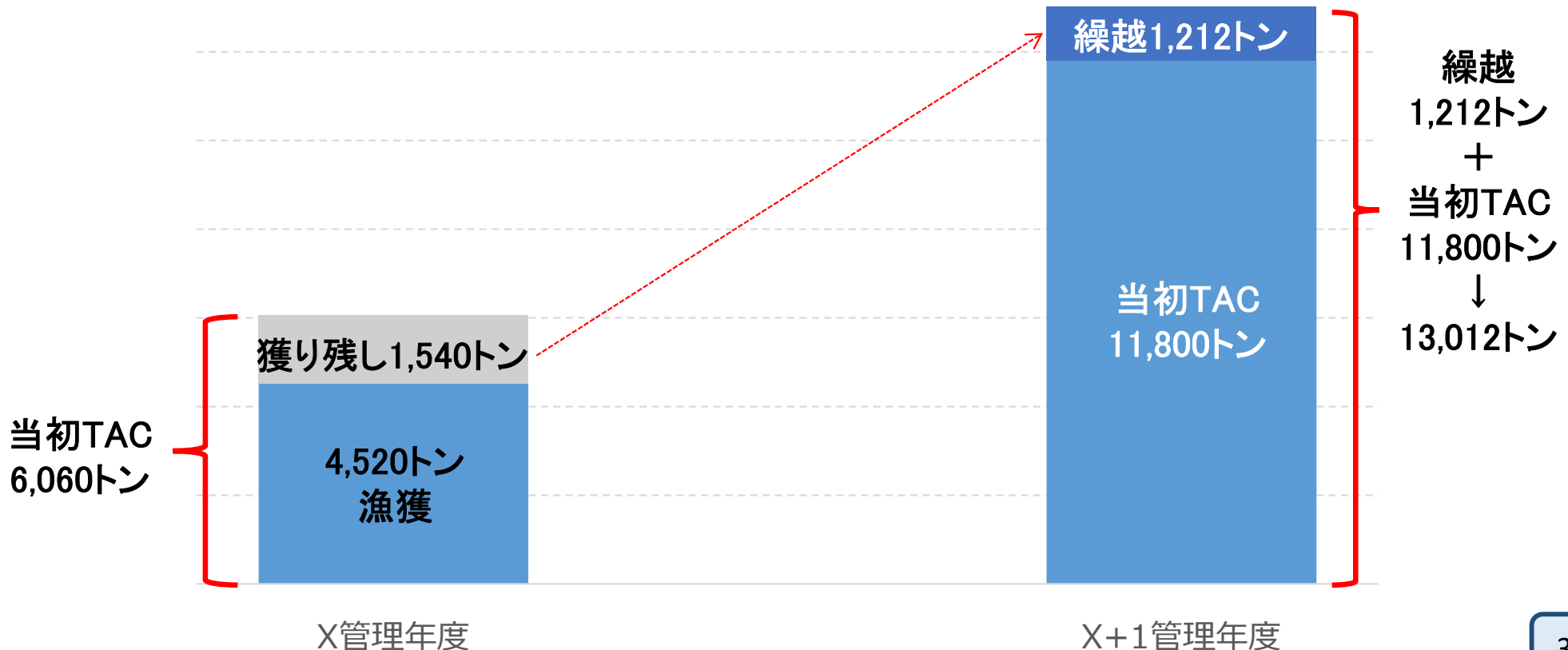


※本則第1の2(4)②に規定する科学的に妥当な条件
 (ア) 資源水準の値が目標管理基準値未満の水準にある場合、漁獲可能量の調整により、漁獲圧力が、漁獲シナリオに定められた漁獲圧力を超えないことが見込まれること。
 (イ) 資源水準の値が、限界管理基準値以上の水準にあること。
 (ウ) 当該管理年度における漁獲可能量の調整時期が、当該特定水産資源の主要な漁獲時期の前又は最中であること。

TACの未利用分の繰越し(案)

- 令和9管理年度以降、管理年度の終了に伴い確定したTACの未利用分については、当該管理年度の当初のTACの一定割合※を上限に(国の留保として)翌管理年度に繰り越す。
- 繰越し割合は、今後、研究機関が試算し決定する。
- 繰り越した未利用分の配分を含む具体的な運用については、大臣管理区分及び配分量を明示する都道府県の関係者との調整を踏まえて、運用が始まる令和10管理年度の開始までに定める。

X管理年度の獲り残し(未利用分) 1,540トンのうち、
当初TAC 6,060トンの20%分 = 1,212トンを翌管理年度へ繰越した場合

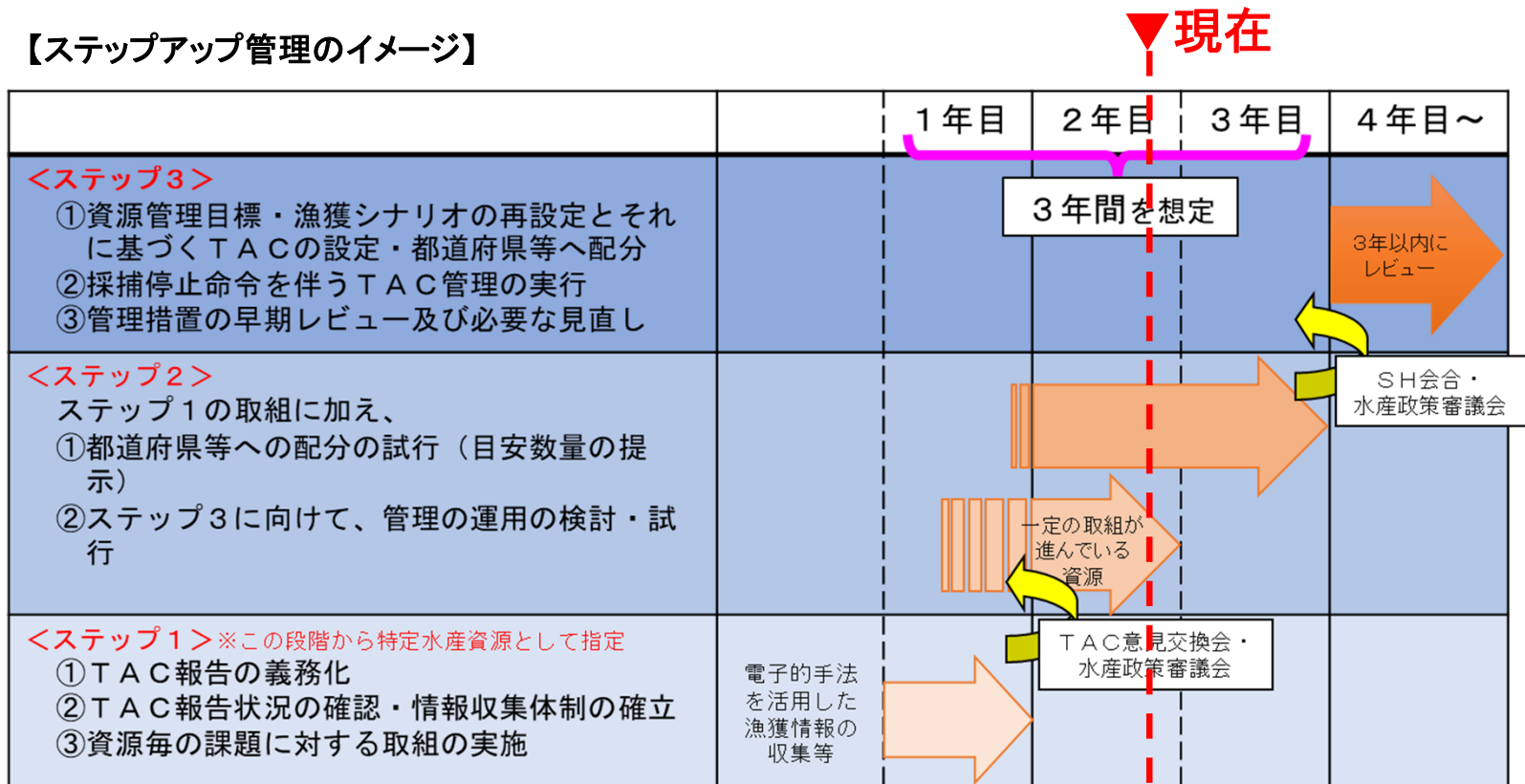


ステップ2からステップ3への移行

■資源管理基本方針本則第1の2の(5)の③

ステップ1及びステップ2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3の取組を開始することとする。このため、ステップ3の開始に先立ち、農林水産大臣は、ステップ1及びステップ2における取組結果や、漁獲可能量の管理の実施により収集された漁獲量等のデータに基づいて更新された資源評価結果を基に、資源の状況と併せて、資源管理の目標や漁獲シナリオ、漁獲可能量の配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について、その案を公表し、周知をした上で、本則第8の1(1)に定める資源管理の方針に関する検討会を開催し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けるものとする。

【ステップアップ管理のイメージ】



(参考) まだら本州太平洋北部系群 震災前の実績を考慮した算出方法について

- ・福島県と茨城県については、平成20年～平成22年（2010年～2010年）までの都道府県及び大臣管理区分の3か年の漁獲実績シェアの平均値を算出し、震災前の実績とした。
- ・令和2年から令和4年（2020～2022年）までの都道府県及び大臣管理区分の3か年の漁獲実績シェアの平均値を基準とし、福島県と茨城県については震災前の実績を考慮し、2つのシェアを組み合わせて参考シェアを計算

管理区分	令和2年～令和4年の 3か年の漁獲実績 シェアの平均値	平成20年～22年の 3か年の漁獲実績 シェアの平均値	震災影響を考慮した ベースとなるシェア	参考シェア
沖合底びき網漁業	51.56%	72.24%	51.56%	51.03% (=51.56% × (100.00% / 101.03%))
青森県	8.61%	7.37%	8.61%	8.52% (=8.61% × (100.00% / 101.03%))
岩手県	23.39%	9.04%	23.39%	23.15% (=23.39% × (100.00% / 101.03%))
宮城県	16.29%	10.17%	16.29%	16.12% (=16.29% × (100.00% / 101.03%))
福島県	0.13%	0.87%	0.87%	0.86% (=0.87% × (100.00% / 101.03%))
茨城県	0.02%	0.31%	0.31%	0.31% (=0.31% × (100.00% / 101.03%))
合計	100.00%		101.03%	100.0%

福島県と茨城県の震災前シェアと令和2年から令和4年の基本シェアを組み合わせると、全管理区分の合計シェアが101.3%となる

全管理区分に100.00/101.03を乗じ、シェアの合計が100%になるよう調整

今後の予定

R8年 3月24日	R8管理年度TAC意見交換会 <ul style="list-style-type: none">・ 令和7年度の資源評価を説明したのち、令和8管理年度のTAC及び配分の案について出席者と意見交換。・ ステップ1・2の間の検討課題について出席者と意見交換。
R8年5月	水産政策審議会資源管理分科会 <ul style="list-style-type: none">・ 令和8(2026)管理年度のTAC及びその配分(案)の諮問
＜知事管理漁獲可能量設定に係る関係海区漁業調整委員会への諮問(各県)＞	
R8年7月	令和8管理年度開始(ステップ2の2年目 ~ 令和9年6月末) <ul style="list-style-type: none">・ 大臣管理区分、各都道府県ごとに、ステップ2の管理を行う。
R8年10月頃	令和8年度資源評価結果公表
R8年 11月頃	第3回ステークホルダー会合 <ul style="list-style-type: none">・ ステップ2まで取組結果等を基に、資源管理の目標や漁獲シナリオ、配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について意見交換。
	⋮
R9年7月	令和9管理年度開始(ステップ3)

本日はココ

参考

資源管理の目標

資源管理の目標等	数量
目標管理基準値 (MSYを実現するために維持又は回復させるべき目標となる親魚量の値)	10.9千トン
限界管理基準値 (下回ってはいけない親魚量の値; MSYの60パーセントを達成するために必要な親魚量)	3.2千トン
禁漁水準値 (MSYの60パーセントを達成するために必要な親魚量)	0.4千トン

漁獲シナリオ

- 親魚量が令和16年(2034年)に、少なくとも50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、親魚量の値に応じ、次の方法で漁獲圧力を調整する。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、MSYを達成する水準に調整係数($\beta = 0.75$)を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする(実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される)。
- 資源評価において示される当該管理年度の資源量の予測値に、漁獲シナリオにより得られる漁獲圧力を乗じた値をABCとし、管理年度当初のTACは当該値を超えない量とする。
- 令和8管理年度のTACの案は13,100トン。

将来の平均漁獲量 (千トン)

2033年漁期に親魚量が目標管理基準値 (10.9千トン) を上回る確率 (参考) MSY 20.2千トン

β	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	
1.00	7.3	7.9	6.8	7.4	7.9	8.0	8.4	10.6	12.0	13.1	13.6	14.4	16.3	21%
0.95	7.3	7.9	6.6	7.4	7.9	8.1	8.6	10.9	12.4	13.6	14.2	14.8	16.7	28%
0.90	7.3	7.9	6.4	7.3	8.0	8.2	8.8	11.2	12.8	14.1	14.7	15.3	17.0	34%
0.85	7.3	7.9	6.1	7.2	7.9	8.4	9.0	11.4	13.1	14.5	15.2	15.7	17.2	41%
0.80	7.3	7.9	5.9	7.1	7.9	8.5	9.2	11.6	13.4	14.8	15.6	16.0	17.3	48%
0.75	7.3	7.9	5.6	7.0	7.9	8.6	9.4	11.7	13.5	15.1	16.0	16.2	17.3	58%
0.70	7.3	7.9	5.3	6.9	7.8	8.7	9.5	11.8	13.6	15.2	16.1	16.3	17.1	67%

出典: 第2回資源管理方針に関する検討会 ~マダラ本州太平洋北部系群~ 資料5より

漁獲シナリオ

- ステップ2は、ステップ1の取組を継続しつつ、漁獲可能量による管理について、法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量の試行的な配分等を行う段階とし、「試行水準」として設定することとする。
- この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、過去3か年（令和2年から令和4年まで）の毎年の漁獲実績の比率等の平均値を乗じて算出した数量を「試行目安数量」として提示する。
- 令和8管理年度の「試行目安数量」は下表のとおり。

管理区分	試行目安数量（トン）	参考シェア（％）
沖合底びき網漁業	6,685	51.03%
その他大臣許可漁業	0	0.00%
青森県	1,116	8.52%
岩手県	3,033	23.15%
宮城県	2,112	16.12%
福島県	113	0.86%
茨城県	41	0.31%
留保	0	0.00%
合計	13,100	100.0%